

全体についての消防計画

=目次=

第1章 総則

第1節 目的等

第2節 管理権原者及び統括防火管理者等の責務等

第2章 予防管理対策

第1節 火災予防上の点検、検査

第2節 火災予防措置

第3節 工事中の安全対策

第4節 放火防止対策

第3章 自衛消防活動

第4章 地震対策

第1節 地震事前措置

第2節 地震対策

第3節 地震時の活動

第5章 防災教育及び訓練

第6章 全体についての防火管理業務の一部委託

附則

別表1 管理権原者の権原の範囲

別表2 自衛消防隊の編成と任務（本部隊）

別表3 防火対象物全体についての防火管理業務の委託状況表

別図1 建物平面図（※各事業所管理権原の範囲を明記）

別図2 避難経路図（※災害時指定避難場所等までの避難経路を明記）

第6条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告又は承認を受けること。

- (1) 防火管理者の選任又は解任
- (2) 事業所の消防計画の作成又は変更
- (3) 消防用設備等の法定点検の実施及び結果
- (4) 建物等の定期検査の実施及び結果
- (5) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥及び改修
- (6) 火気使用設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等
- (7) 臨時の火気の使用
- (8) 大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱い
- (9) 用途の変更
- (10) 避難通路等の変更
- (11) 内装改修又は改築等の工事
- (12) 催物の開催
- (13) 各事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出
- (14) 各事業所の消防計画に定める訓練の実施
- (15) 防火管理業務の一部委託又は防火管理者の業務の外部委託
- (16) 消防機関が行う検査等の実施及び結果
- (17) 統括防火管理者から指示された事項の履行
- (18) その他火災予防上必要な事項

2 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者が作成する全体についての消防計画に適合するように、事業所の消防計画を作成すること。

3 各事業所の防火管理者は、相互の連携を保ち、協力して防火管理業務を行わなければならない。

4 各事業所の防火管理者は、事業所の階ごとの避難経路図を作成し、掲出すること。

第2章 予防管理対策

第1節 火災予防上の点検、検査

(点検の実施)

第7条 消防用設備等、建物等の点検は、次により行うものとする。

- (1) 消防用設備等の法定点検
 - ア 消防用設備等の法定点検は、_____の責任により行う。
 - イ 点検を実施する場合は、各事業所の防火管理者等が立ち会う。
- (2) 消防用設備等の自主点検
 - ア 消防用設備等の自主点検は法定点検の合間に行うものとし、実施方法、時期等は各事業所の消防計画により行う。
 - イ 共用部分については、_____の責任により行い、各事業所の占有部分は各事業所の責任により行う。
- (3) 建物等の点検等
 - ア 建物の定期検査は、_____の責任により行う。
 - イ 建物、火気設備器具、避難施設、防火設備等の自主点検は、共用部分については、_____の責任により行い、各事業所の占有部分は各事業所の責任により行う。
 - ウ 自主点検の実施方法、時期等は各事業所の計画により行う。

(防火管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第8条 各事業所の管理権原者は、前条で点検した結果及び防火管理業務に必要な書類等

を取りまとめて、各々の消防計画の規定に従い、整備及び保管するものとする。

(不備欠陥箇所の改修)

第9条 前第7条に規定する点検等で発見された不備欠陥箇所の改修等は、同条の責任範囲により各事業所の管理権原者が行う。

また、不備欠陥箇所の改修等に期間を要する場合、当該事業所の防火管理者は、改修計画を樹立し、改修を行う。

第2節 火災予防措置

(従業員等の遵守事項)

第10条 当所に勤務し又は出入りする者に対する火気の使用、避難施設の維持管理等に関する遵守事項については、各事業所の消防計画に定めるところによる。

2 統括防火管理者は、避難施設等に避難の支障となる物件を存置している状態を是正しようとし、防火管理者に対し、当該物件を撤去するよう指示することができる。

第3節 工事中の安全対策

(工事中の安全対策)

第11条 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う各事業所の防火管理者と協力して「工事中の消防計画」を作成する。

第4節 放火防止対策

(放火防止対策)

第12条 放火防止対策は、各事業所の消防計画に定めるほか、統括防火管理者は、次の対策を推進する。

- (1) 当所の敷地内における不要な可燃物の除去
- (2) 物置、空き室、ゴミ集積所等における施錠管理の徹底
- (3) 挙動不審者の監視
- (4) その他必要な事項

第3章 自衛消防活動

(自衛消防隊)

第13条 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、次により自衛消防隊を設置する。

(1) 本部隊

本部隊は、指揮、初期消火、通報連絡、避難誘導、安全防護及び応急救護の各班を設け、_____の自衛消防隊をこれに充てる。

(2) 地区隊

地区隊は、各事業所の管理権原者の権原の及ぶ範囲において各事業所の消防計画に定める自衛消防隊をもってこれに充てる。

2 本部隊の組織及び任務は、別表2によるものとする。

(自衛消防隊の活動範囲)

第14条 自衛消防隊の活動範囲は、当所の管理範囲内とする。

2 隣接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、自衛消防隊長の判断に基づき当所に設置されている消火設備を有効に活用する。

(自衛消防隊の装備)

第15条 本部隊の自衛消防活動等に必要な装備等は、統括防火管理者が整備及び維持管理に努めるものとし、_____に保管する。

2 本部隊の装備品は、次による。

ア	消火器	本
イ	ロープ	本
ウ	携帯用拡声器	個
エ	ヘルメット	個
オ	軍手	双
カ	懐中電灯	個
キ	医薬品	式
ク	携帯用ラジオ	台

3 地区隊の装備品及びその維持管理は、各事業所の消防計画による。

(火災発生時の自衛消防隊の活動)

第16条 自衛消防隊の活動は、次によるものとする。

- (1) 本部隊と地区隊は、相互に連絡、協力して火災に対処する。
- (2) 本部隊の活動は、当所の全ての地区の火災等に対応するものとし、当該地区隊の各隊員と協力して、災害活動に当たる。
- (3) 地区隊の活動は、火災等の災害が発生した地区において、当該地区隊長の指揮のもとに地区隊が中心となり初動措置を講じるものとし、その活動方法は、各事業所の消防計画に定める。
- (4) 火災等の発生した地区以外の地区隊の活動は、地区隊長の命令により活動を行う。
- (5) 消防隊が到着したときは、自衛消防隊長又は地区隊長が当所の構造、火災の延焼状況及び逃げ遅れの有無その他必要な情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

(休日、夜間等における自衛消防活動)

第17条 休日、夜間等における自衛消防組織は、前条で定める編成にとらわれることなく、在館する隊員が次の初動措置を行う。

- (1) 通報連絡
火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、建物内にいる者に火災の発生を知らせること。
- (2) 初期消火
消火器等の消火設備を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに、防火戸などの閉鎖を行うこと。
- (3) 避難誘導
入館者がある場合は、非常放送設備や拡声器などを使用して火災の発生を知らせ、火災発生場所、避難方向等を周知すること。
- (4) 消防隊への情報提供等
消防隊に対し、火災発見の状況、延焼情報その他必要な情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。
- (5) 関係者への連絡
緊急連絡網により、管理権原者、自衛消防隊長、防火管理者等の関係者に急報すること。

第4章 地震対策

(地震事前措置)

第18条 建物全体における地震に備えての予防措置は次によるものとする。

- (1) 統括防火管理者は、建築物全体における地震に備えての予防措置として、建築物及び建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握し、必要に応じて補強等の措置を講じる。
- (2) 各事業所の防火管理者は、地震による被害を未然に防止するために行う必要な措置について、各事業所の消防計画に定める。

（地震時の活動）

第19条 震災時の活動は、第13条による自衛消防隊の活動のほか、次によるものとする。

- (1) 各事業所の防火管理者は、情報収集、初期救助、初期救護、帰宅困難者対策等について、事業所間の連携を図る。
- (2) 統括防火管理者は、防火対象物全体の被害状況を把握し、各地区隊の防火管理者に周知するとともに、必要な措置を行わせる。
- (3) 各事業所の防火管理者は、当該地区の被害状況を統括防火管理者に報告する。
- (4) 本部隊は、災害の最も大きいところを優先し、活動する。
- (5) 本部隊の避難誘導班員は、自衛消防隊長の判断により避難が必要と判断された場合は、地区隊の避難誘導班員と協力し、指定緊急避難場所である_____に誘導するものとする（別図2）。
また、避難を実施する場合は、原則徒歩とする。

（地震後の報告）

第20条 各事業所の防火管理者は、被害の状況並びに建築物、建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）及び火気設備器具等を点検し、その結果を統括防火管理者に報告する。

第5章 防災教育及び自衛消防訓練

（防災教育及び訓練）

第21条 教育及び訓練は、次によるものとする。

- (1) 防災教育
 - ア 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識技術を高めるための教育を__月に行う。
 - イ 従業員に対する教育は、各事業所の消防計画に定めるところによる。
- (2) 防災教育の内容
 - ア 全体についての防火管理に係る消防計画の内容周知
 - イ 各事業所の権原の範囲とその責務等
 - ウ 自衛消防隊の編成とその任務
 - エ 消防用設備等の機能及び取扱要領
 - オ 廊下、階段、避難口、防護区画等の避難施設の維持管理
 - カ 火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項
 - キ その他火災予防上必要な事項
- (3) 自衛消防訓練
 - ア 統括防火管理者は、全ての事業所が参加する消火、通報及び避難の訓練を__月に実施する。
 - イ 各事業所の訓練は、各事業所の消防計画に定めるところによる。
- (4) 自衛消防訓練の内容
 - ア 自衛消防訓練は、自衛消防本部隊と地区隊が一体となって、実施する。
 - イ 統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、「自衛消防訓練通知書」によりあらかじめ小樽市消防長に通報する。
 - ウ 統括防火管理者は自衛消防訓練の実施結果について、訓練内容をチェックし、そ

の結果を講評するとともに、指導事項については次回の訓練に反映させる。

(5) 防災教育及び訓練の記録

統括防火管理者は、防災教育及び自衛消防訓練の結果を記録し、保管するものとする。

第6章 全体についての防火管理業務の一部委託

(全体についての防火管理業務の一部委託)

第22条 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部を別表3のとおり委託する。

2 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部を受託した者は、防火管理業務の実施状況について、定期的に統括防火管理者に報告する。

附則

この計画は、令和 年 月 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係) 管理権原者の権原の範囲

所有者住所・氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)		所有部分	
住所： 氏名：			
住所： 氏名：			
住所： 氏名：			
番号	管理権原者住所・氏名 (法人の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び代表者氏名)	管理の区分 (所有・管理・占有)	権原の及ぶ範囲 (テナント名等)
1	住所： 氏名：		
2	住所： 氏名：		
3	住所： 氏名：		
4	住所： 氏名：		
5	住所： 氏名：		

別表2（第13条関係）

自衛消防隊の編成と任務（本部隊）

自衛消防隊長 _____（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。）		
隊長の代行者兼副隊長 _____（隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。）		
本部隊の編成（平常時）		平常時の任務
指揮班	_____ _____ _____ _____	<ol style="list-style-type: none"> 1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 地区隊への命令の伝達並びに情報の収集 4 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 5 その他指揮統制上必要な事項
通報連絡班	_____ _____ _____	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防機関への通報並びに通報の確認 2 館内への非常通報並びに指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）
初期消火班	_____ _____ _____	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火階に直行し、消火器、屋内消火栓等による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐 4 ロープ等による警戒区域の設定
避難誘導班	_____ _____ _____	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告
安全防護班	_____ _____ _____	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
応急救護班	_____ _____ _____	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供

※ 地区隊の編成は、各事業所の消防計画による。

